

第31回 にしはりま環境事務組合議会定例会会議概要録

1. 開会日時 平成29年2月15日（水曜日）午後2時25分
2. 閉会日時 平成29年2月15日（水曜日）午後3時25分
3. 場 所 にしはりまクリーンセンター 管理棟 2階 研修室
4. 出席議員（14名）

1番 三和 衛	2番 谷川 真由美
3番 高岸 博之	4番 赤木 和雄
5番 稲田 常実	6番 大畑 利明
7番 林 克治	8番 秋田 裕三
9番 井口 まさのり	10番 山本 守一
11番 廣利 一志	12番 山本 幹雄
13番 西岡 正	14番 岡本 安夫

5. 出席説明員

管理者 庵途 典章	副管理者 福元 晶三（職務代理）
副管理者 内海 將博	副管理者 栗原 一
副管理者 遠山 寛	監査委員 西後 竹則

6. 出席事務局職員

にしはりま環境事務組合会計管理者 高見 寛治
にしはりま環境事務組合事務局長 井上 憲生
同次長兼企画調整係長 家 昭宏
同業務係長 小豆 健一
同総務係長 松井 信弘

7. 関係市町主管課長

姫路市環境局美化部リサイクル推進課長 井上 泰利
たつの市市民生活部環境課長 堀 謙一郎
宍粟市市民生活部環境課長 宮田 隆広
上郡町住民課長 塚本 卓宏
佐用町住民課長 岡本 隆文

8. 議事日程

- 1 議長あいさつ
- 2 管理者あいさつ
- 3 開会宣告
- 4 議事日程
 - 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 議案第1号 平成28年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算（第1号）
について
 - 第4 議案第2号 平成29年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出予算について
- 5 追加日程
 - 第1 にしはりま環境事務組合議会議長辞職の件
 - 第2 選挙第1号 にしはりま環境事務組合議会議長選挙について
 - 第3 選挙第2号 にしはりま環境事務組合議会副議長選挙について
 - 第4 同意第1号 にしはりま環境事務組合監査委員の選任同意について
- 6 閉会宣告
- 7 管理者あいさつ
- 8 議長あいさつ

議長あいさつ

○議長（岡本安夫君） 定刻がまいりましたので、ただ今より2月定例会を開きます。開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日、第31回にしはりま環境事務組合定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、ご多用中にも拘りませず、ご参集いただきましてありがとうございます。

さて、本日の定例会に提案されます案件は、議案2件であります。

それでは、どうか慎重な審議を賜り、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、開会のごあいさつといたします。

管理者あいさつ

○議長（岡本安夫君） ここで、管理者からのあいさつをお受けいたします。

庵途管理者。

- 管理者（庵途典章君） 定例会に2件の議案を提案させていただきます。28年度補正予算、精算させていただきます。出来るだけ効率的な運用に努めており、3,000万円余りの減額補正をしております。また、29年度の新年度予算、それぞれ精査をいたしまして昨年度より少し減額した予算としておりますので、十分に審議いただきまして、適切な結論をいただきますようによろしくお願い申し上げます。

開会宣告

- 議長（岡本安夫君） 管理者のあいさつが終わりました。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第31回にしはりま環境事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

ただちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（岡本安夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第71条第1項の規定により議長より指名いたします。

4番 赤木和雄 議員、9番 井口まさのり 議員、以上両議員にお願いをいたします。

日程第2 会期の決定

- 議長（岡本安夫君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

- 議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定しました。

- 議長（岡本安夫君） ここであらかじめ申し上げておきますが、会議の進行上、議案の朗読を省略し

たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めます。

日程第3 議案第1号 平成28年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について

○議長（岡本安夫君） 日程第3、議案第1号 平成28年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算（第1号）についてを議題とします。

議案第1号について提案者の説明を求めます。

庵途管理者。

○管理者（庵途典章君） 事務局長から説明をさせます。

○事務局長（井上憲生君） ただ今、上程をいただきました、平成28年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

補正予算書資料3ページをご覧ください。今回の補正は、これまでの予算執行状況等から決算見込みを立て、これに基づく過不足額を調整したものであります。歳入歳出予算の補正については、第1条の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,054万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,827万5,000円とするものでございます。2項の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、予算書4～5ページの第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。当該区分ごとの補正金額については、後の歳入歳出予算事項別明細書のところで説明を申し上げます。

債務負担行為の補正について、第2条の債務負担行為の追加は、予算書6ページの第2表債務負担行為補正によるものとしております。6ページ記載の3つの業務については、今年度で2年契約が満了し、新たに平成29年度から2年契約で業務委託するもので、来る3月に入札予定とされていることから、この度の補正において債務負担行為を追加設定するものでございます。

続きまして、予算書7～8ページをご覧ください。歳入歳出予算事項別明細書により説明を申し上げます。まず、1総括の歳入でございます。1款分担金及び負担金につきましては、補正前の額から6,543万7,000円の減額を行い、補正後の予算額を10億8,749万9,000円といたします。2款使用料及び手数料につきましては650万9,000円の増額を行い、補正後の額を7,188万1,000円といたします。9款繰越金につきましては、2,191

万7,000円の増額を行い、補正後の額を2,191万8,000円といたします。10款諸収入につきましては、647万1,000円の増額を行い、補正後の額を4,697万7,000円といたします。

予算書8ページの歳出について説明いたします。1款議会費についての補正はありません。2款総務費につきましては、補正前の額から716万円の減額を行い、補正後の予算額を5,491万6,000円といたします。3款衛生費につきましては2,338万円の減額を行い、補正後の額を6億6,709万3,000円といたします。8款公債費と10款予備費の補正はありません。

次に、歳入の主だったものについてご説明を申し上げます。9ページをご覧ください。2歳入の1款分担金及び負担金の組合分担金につきましては、補正前の額から6,543万7,000円の減額をするものであります。説明欄に市町ごとの経費別の補正額を記載しております。経費別のうち総務経費と起債償還の額については、平成27年国勢調査確定人口が平成28年10月26日に公表されたことに伴い、組合規約第12条に基づき14ページのとおり構成市町分担金按分率を改定し、年度当初に遡って適用し、算出した分担金の額としております。また、13ページの分担金補正一覧表のとおり、全ての構成市町において分担金総額は減額補正となっております。次に、2款使用料及び手数料の衛生手数料は、650万9,000円の増額を行うものです。これは、ごみ処理手数料と登録手数料で、昨年4月から12月までの実績を踏まえ決算見込みを立てた額により増額補正を行っております。次に、10ページの9款繰越金については、平成27年度決算による前年度繰越金2,191万7,000円の増額をするものであります。次に10款諸収入の雑入においては、647万1,000円の増額を行うものです。主なものとして、売電力料金は、今年度の実績を踏まえ770万7,000円の増額収入を見込んでいます。金属類と古紙類の有価物売払収入は、相場価格の下落等により、それぞれ53万5,000円、14万3,000円の減額収入を見込んでいます。また、処理困難物受託金についても120万円の減額をしております。

次に11～12ページの歳出の主だった項目について説明いたします。2款総務費の一般管理費については、補正前の額から716万円の減額を行うものです。これは、決算見込みを立て、科目ごとに過不足額を補正しています。職員手当等、需用費、委託料等をそれぞれ減額しております。19節負担金補助及び交付金の派遣職員人件費負担金は、今年度の人件費が概ね確定したことにより500万円の減額になっております。次に、3款衛生費の塵芥処理費、13節委託料について、補正前の額から2,338万円の減額を行うものです。この主なものとして、事後監視調査業務委託料、洗車場洗管業務委託料は、契約に伴う執行残額の減額による補正であります。

また、焼却灰飛灰運搬業務、処理業務委託料、再資源化委託料、処理不適物等処分委託料等については、それぞれの業務の実績見込みにより減額しております。

関連資料として、13ページには先ほど歳入で説明しました組合分担金補正一覧表を、14ページには平成27年国勢調査確定人口を基に算出した各構成市町分担金按分率表を、15ページには今年度の主要な委託事業の契約状況を添付しておりますので、また、ご覧いただきたいと思っております。

以上、平成28年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算（第1号）についての提案説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岡本安夫君） 上程議案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○議長（岡本安夫君） 9番、井口議員。

○9番（井口まさのり君） 10ページの雑入ですが、売払い収入の減額が常に続いています。本来であれば、ここに出していただければ資源ごみとなって収入になるということですが、これが落ち込んでいくという見通しはどう考えておられるのかお聞かせいただきたい。

○議長（岡本安夫君） 管理者。

○管理者（庵途典章君） 先ほど運営状況を説明しましたとおり、段ボールとか新聞紙などの古紙は、ここに持ち込んでいただければ。単価が相場でかなり上下変わりますので、今のところ古紙や金属類などはかなり安くなっています。そういう面では仕方がないのですけれども、量的には減ってきています。資源ごみとしては、それぞれの構成市町の中でも学校PTA活動とか集落での収集。それと個人業者の方が回収場所を作って誰でも持ち込みできるようにして回収しているとか、事業としてやられておるところもあります。こちらは受け取る側でありますので、資源ごみを増やすということについては構成市町で努力していただくか、PTAや子供会活動でされているところは、逆にそちらの方を優先されるという形にもなりますので、一概には言えないですけれども。量的には10%、20%減ってきているのが現状であります。これは、それぞれ構成市町の担当課等での協議の中に入れていただければいいのかと思います。たくさんの区分をしてアルミ、鉄などを集めて、毎年入札させていただき売却をするという形をとっております。最近の状況では、以前と比べてかなり単価が安いというのが現状です。

○議長（岡本安夫君） 5番、稲田議員。

○5番（稲田常実君） 今の説明の中で、可燃物等を出している負担も結構あるので、資源物に対してここに持ち込むという認識で我々もおったのですけれども。にしはりま環境事務組合としては

各市町で出る資源ごみに対しては努力義務ということによろしいのですか。ここへ全て持ってくるのが義務だと思っていたのですけれども、それは違うのですか。

○議長（岡本安夫君） 管理者。

○管理者（庵逄典章君） 分別は義務です。可燃物の中に不燃物が入ったり、まだ分別が出来ていない所があります。供用開始した時には、そういう混在があったために炉が傷んだり、ベルトコンベアが止まったりした事故がありました。各市町とも収集の仕方が違います。これは各市町の責任で収集をしていただいているわけです。業者委託している所や直営でされている所がありますが、収集される方に十分指導していただくと同時に、家庭からや一部の一般的な事業所から多くのごみが出されますので、分別をきちんとしてくださいという指導を、各構成市町できちんとしていただくということ。このことをやっていただかないと、受入れ側の施設としては、施設が破損したり運営が止まったりという問題が起きますので。それは担当者等で常に話させていただいておりますし、収集車が持ってきたときに、抜き打ち的にピット前で降ろしてもらい、分別が出来ているか出来ていないか、不燃物が入っていないかという展開検査も担当者にさせております。それによって分別が出来ていない業者への指導をするという、こちらも努力しているところです。しかし全部をするわけにはいかないのです、まだまだ分別が十分に出来ていない所はあります。

ただ、資源にしていれば、こちらは無料で引き取ります。可燃物として出れば、その量に対しての処理費が掛かります。ですから、これは義務ではなくて、努力をしていただければ自分の所の市町の処理費が安くなるので、そうしてください。資源ごみを資源ごみとしてここに持ち込んでいただくのは義務ではないです。それは自分の所でそういうふうに処理されるものがあるれば、きちんと資源として処理されればいいわけです。それをこの施設としては受け入れをして、資源ごみとして売却をしているわけです。ただ、私は何度も言いますが、資源ごみとして分別をしていただくのは義務です。

○議長（岡本安夫君） 稲田議員。

○5番（稲田常実君） もちろん、可燃物はここにお世話になっていると。資源ごみに対しても各市町で処理できるならば、していただいたらいいということなんですが、ここは多くの量を扱っておられるので、入札単価も市町単独で扱うより有利な金額だと思っております。ですから、ここに運んで来るのが一番資源ごみの売上げが上がると思っております。収集運搬料も掛かりますので、そういうことの兼ね合わせも絶対必要となってきます。市町で処理できると初めて確認しましたので。僕はここに持ってくるのが義務だと思っておりましたものですから、市のごみは全てここに持って来ると認識しておりました。

○議長（岡本安夫君） 事務局長。

○事務局長（井上憲生君） 今の質問に対して補足をさせていただきます。こちらで資源ごみを受け入れておりますけれども、各構成市町によりましたら小型家電については市町の方で資源物として扱って、市町の収入としていただいている市町もあります。それから、運営状況の中でも報告しましたが、通常の可燃ごみや粗大ごみは、搬入が横ばい状態でありまして、資源ごみは供用開始後からかなり減ってきております。再資源化物を年2回入札で単価を決めて業者に引き取っていただいておりますが、その単価、平成26年度は結構いい単価で引き取っていただいておりますけれども、27年度と28年度は特に金属類、鉄、不燃残渣の中にある電気コードの単価がかなり下がっております。布類になりますと単価が今年度の秋に入札した分で、半分のキロ3円になっております。そういったことが要因で、収入的は毎年補正等で減額補正、また後での新年度予算でも少なめの予算措置をさせていただいております。

○議長（岡本安夫君） 稲田議員。

○5番（稲田常実君） ここに資源物を持って来る決まりが、最初の申し合わせ事項なり規約であったのかどうかも含めて。構成市町で持って来ている所と持って来ていない所があるでしょう。そこは線引きがあるんですかということです。私は宍粟市ですが、宍粟市は全部、有価物も含めてここに来ていると思うのですけれども、それがこの種類だけ持って来なくても済むというものなのですか。それとも、全て持って来るという決まりが最初からあったのですか。

○議長（岡本安夫君） 管理者。

○管理者（庵逄典章君） 受け入れるということは、計画の中で所謂資源ごみもこの施設は受け入れて、資源棟というのを造っています。ただ、今言う100%、こちらがここへ全ての各市町の家庭で排出される物を受け入れなければならないということではないということです。それは、今言われるようにPTAなり子供会等で資源ごみを集められて処理をされても、それはそれで別に違法でも何でもないということです。

○議長（岡本安夫君） 6番、大畑議員。

○6番（大畑利明君） 関連でお伺いします。稲田議員と同じように私達も聞いておったのですが、行政が収集する物については全てここに持ち込まなければならないという決まりがあるというように伺っていたのです。今お伺いしていると、分別は徹底しなければなりません、分別の結果、出た有価物については市町の判断でここに持ち込まなくてもいいというふうを受け止めたんです。そういう解釈でよろしゅうございますか。

○議長（岡本安夫君） 管理者。

○管理者（庵逄典章君） 行政が収集という、それは収集された物は、このエリアにおいてはこの施設で処理しますということですから、ここに持って来ていただくということが当然だと思います。

決まりが有る無しに関わらず、そういうことで造っているわけですから。ただ、先ほど言いましたように、収集するのに、今は民間で事業としてやられている方がありますよね。そういうのを規制するということはないわけです。PTAなど団体でされているもの、これも規制するものでもない。分別をした中で、プラスチックや布にしても、別々に分けて家庭から出てきた物を公営収集された物はこの施設で処理をしますということですから、そのようにどの構成市町もされていると思います。

○議長（岡本安夫君） 大畑議員。

○6番（大畑利明君） よく理解できましたが、全ての構成市町がそのようになされていないと伺っておりますが、それは情報として間違っておりますか。

○議長（岡本安夫君） 事務局長。

○事務局長（井上憲生君） 元々ここを立ち上げのときに姫路市さんにおきましては、資源ごみは公営収集の分は入っておりません。個人の持込みは受けておりますけれども。最初の申し合わせ事項等でそういった決まりを決めておりますので。

○議長（岡本安夫君） 大畑議員。

○6番（大畑利明君） 分かりました。その辺を伺っていれば結構です。

○議長（岡本安夫君） 他にありませんか。

○議長（岡本安夫君） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありますか。

○議長（岡本安夫君） 無いようですので、討論を終結します。これより、議案第1号について、採決を行います。

採決は、起立によって行います。

議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（岡本安夫君） 起立全員と認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4 議案第2号 平成29年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出予算について

○議長（岡本安夫君） 日程第4、議案第2号 平成29年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出

予算についてを議題とします。

議案第2号について提案者の説明を求めます。

庵途管理者。

○管理者（庵途典章君） 事務局長から説明をさせます。

○事務局長（井上憲生君） ただ今、上程をいただきました、平成29年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出予算についての提案説明を申し上げます。

予算書18ページをご覧ください。歳入歳出予算については、第1条歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,538万7,000円と定めるものでございます。2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、予算書19～20ページの第1表歳入歳出予算のとおりとしております。

続きまして、21ページをご覧ください。歳入歳出予算事項別明細書の1総括の歳入について説明を申し上げます。1款分担金及び負担金は、本年度予算額11億1,223万1,000円を計上し、前年度予算額と比較して3.5%の減、4,070万5,000円の減額となっております。2款使用料及び手数料は6,507万5,000円、前年度比較0.5%の減、29万7,000円の減額。9款繰越金は、1,000円の科目設定予算で前年度と同額です。10款諸収入は、3,808万円、前年度比較6.0%の減、242万6,000円の減額です。よって、本年度歳入合計額12億1,538万7,000円とし、前年度予算と比較して3.5%の減、4,342万8,000円の減額になっております。

22ページをご覧ください。歳出でございます。1款議会費は、本年度予算額73万4,000円を計上し、前年度予算額と同額でございます。2款総務費は、5,613万6,000円、前年度比較9.6%の減、594万円の減額。3款衛生費は、6億5,298万5,000円、前年度比較5.4%の減、3,748万8,000円の減額。8款公債費は、5億453万2,000円、前年度と同様の額です。10款予備費の100万円も前年度と同額としております。本年度歳出合計12億1,538万7,000円となり、前年度比較3.5%の減、4,342万8,000円の減額になっております。

それでは、歳入の主だった項目について、説明を申し上げます。予算書23ページをご覧ください。1款分担金及び負担金の組合分担金につきましては、説明欄に構成市町の分担金の経費ごとの額を記載しております。また、36ページ下段のとおり、各構成市町の平成29年度組合分担金の総額は、姫路市6,019万4,000円、たつの市1億8,118万5,000円、宍粟市4億5,262万円、上郡町1億8,858万1,000円、佐用町2億2,965万1,000円とし、合計総額11億1,223万1,000円を計上しており、前年度予算比較4,

070万5,000円の減額となっております。36～38ページには、予算に係る構成市町分担金の経費ごとの按分率を記載しております。また、構成市町負担金の算定に係る人口割按分率の人口は、組合規約第12条において、最近の国勢調査人口によるものと規定しておりますので、平成27年国勢調査の人口確定数値に基づいて算出しております。総務経費は、人口割70%、平等割30%で、起債償還額は、人口割85%、平等割15%の按分率となっております。業務経費につきましては、各構成市町の前年である平成28年1月から12月までのごみの搬入量実績に基づいて按分しております。続いて、24ページをご覧ください。2款使用料及び手数料の使用料は、4万1,000円、行政財産使用料です。手数料は、6,503万4,000円を計上しております。一般のごみ搬入量が若干減少傾向にあるため、ごみ処理手数料を前年度比較29万7,000円減額しております。9款繰越金は、1,000円で前年度繰越金でございます。10款諸収入の預金利子は、1,000円で前年度と同額です。25ページの雑入は、3,807万9,000円で、前年度比較242万6,000円の減額となっております。雑入の内訳としまして、説明欄の売電力料金1,767万1,000円、金属類売払収入1,009万4,000円、古紙類売払収入532万5,000円、処理困難物受託金250万円、ペットボトル等有償入札抛出金196万8,000円等となっております。これらは、平成28年度実績を踏まえて見込んだ額としており、再資源化物や有価物については、売払単価が低廉傾向にあることを考慮した額としております。

次に、3歳出の主だった項目について説明いたします。予算書26ページをご覧ください。1款議会費73万4,000円、議員報酬、議会事務運営費用等で、前年度と同額となっております。26～27ページの2款総務費の一般管理費は、5,605万円を計上し、前年度比較594万円の減額となっております。主な内訳としまして、1節報酬は、特別職や環境保全委員等の委員報酬として53万1,000円を、7節賃金は、臨時職員1名分の賃金として203万5,000円を、11節需用費は、事務用消耗品費、組合広報誌の印刷製本費、修繕費、管理棟工房棟の電気水道料金の光熱水費等として422万2,000円を、12節役務費は、郵券料、電話料、公用車任意保険料や手数料等として60万8,000円を、それぞれ前年度並みの額を計上しております。28ページの13節委託料655万7,000円につきましては、説明欄の顧問弁護士委託料、データ更新、システム等保守点検、警備保障委託料をそれぞれ前年度と同様の額を計上し、施設清掃・除雪作業等整備委託料は104万3,000円を、財務書類や資産評価台帳整備などの地方公会計対応支援業務委託料は258万円としており、管理棟空調機保守点検委託料69万2,000円につきましては新規計上となっております。14節使用料及び賃借料は、例規システム使用料、OA機器、自動車リース料等で303万5,000円を計上し、また、1

9節負担金補助及び交付金は、29ページ説明欄の派遣職員人件費負担金3,740万円を計上しておりますが、職員派遣人数が5名から4名に減ったため前年度より約545万円の減額となっております。この派遣職員人件費負担金の減額が、総務費の一般管理費の前年度比較で減額の主な要因となっております。次に、公平委員会費3万3,000円、監査委員費5万3,000円とも前年度と同様の額となっております。29～30ページの3款衛生費の塵芥処理費は、6億5,298万5,000円を計上し、前年度比較3,748万8,000円の減額になっております。主な内訳として、需用費と役務費は、前年度と概ね変わりありません。13節委託料は、6億3,622万5,000円を計上し、前年度比較約4,055万円の減額になっております。内訳として、説明欄の施設運転管理業務委託料5億242万9,000円を計上し、これは、長期包括的運營業務委託契約の固定経費のうち、供用開始後4年目の発電機や蒸気タービン等の機器定期点検業務が終了し、通年の点検補修費用に戻ったため前年度比較約2,687万円の減額になっております。事後監視調査業務委託料は、平成28年度の調査項目と同じ内容のため前年度と同額になっております。焼却灰・飛灰処理業務委託は9,793万9,000円で、平成28年度実績を踏まえた処理量の見込みにより、前年度比較約936万円の減額になっております。その他の委託料につきましては、前年度と同様の額になっております。19節負担金補助及び交付金の周辺整備事業負担金は、過去の周辺整備事業で実施された町道改良等の起債償還金に係る組合負担分1,511万6,000円で、前年度比較約285万円の増額となっております。8款公債費は、5億453万2,000円で前年度と同額です。元金4億6,204万2,000円、利子4,249万円になっております。10款予備費は、100万円で前年度と同様の額でございます。

関連資料として、32ページに債務負担行為に関する調書を。33ページには地方債に関する調書を。34～35ページには給与費明細書。36～38ページには予算に係る構成市町分担金按分率表を添付しております。39ページには平成29年度主要事業計画を。記載内容のとおり周辺地域住民の生活環境への配慮や情報提供、安全で安定した施設運營業務管理、関係機関との連携を行っていきたいと考えております。

以上、平成29年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出予算についての提案説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げまして提案説明とさせていただきます。

○議長（岡本安夫君） 上程議案に対する説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○議長（岡本安夫君） 6番、大畑議員。

○6番（大畑利明君） 3款の塵芥処理費で、19節についてお伺いしたいと思います。この負担金については起債の償還分ということで理解しておるのですが、金額につきまして27年度決算額で1,020万円程度だったかと思うんですが、それに比べまして500万円程増額になっておりますが、その要因を教えてください。

○議長（岡本安夫君） 事務局長。

○事務局長（井上憲生君） 周辺整備事業ですが、平成18年度から整備を約10年間に渡り平成26年度まで、道路改良とか周辺集落の公園整備、水路整備、防護柵設置とかをしておりました。その事業に対する負担金の方は平成26年度で終わりました、その後、道路整備などの起債償還分、佐用町の方が事業をしておまして、起債償還の7割部分は交付税算入になりますので、後の3割部分を組合として佐用町の方に負担しております。平成27年度は、起債償還分の負担金として今言われましたように約1,000万円払っております。道路整備の平成25年度の元金償還が平成29年度から始まりますので、先ほど説明しましたように200万円程増えております。そういったことで、これから平成41年まで起債償還分の負担金を支払う形になっております。26年度の整備がありますので、元金として30年度予算も若干増えると思います。

○議長（岡本安夫君） 他にありませんか。

9番、井口議員。

○9番（井口まさのり君） 主要事業計画に対して質問してもよろしいですか。

○議長（岡本安夫君） はい。

○9番（井口まさのり君） 先ほどの全員協議会では、事後監視調査が廃止になる、実施しないと言われておりましたが、29年度主要事業計画では調査すると書かれていますが、どちらが本当なんですか。

○議長（岡本安夫君） 管理者。

○管理者（庵途典章君） 実施しないではなくて、実施項目を計画的に少なくしていきますよということです。28～29年度は同じものをやります。2年間経てば、その結果を見て30～31年度の2年間は減らしていきます。最後までずっと残る基本的な調査というものは、ずっと残ります。見ていただいたら分かるのですが、赤字にしている所は回数が減ったり、年4回していたのを年2回や1回にしたり、土壤などもしないとか。調査はやっていきます。

○議長（岡本安夫君） 他に質疑はありませんか。

○議長（岡本安夫君） 無いようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありますか。

○議長（岡本安夫君） 無いようですので、討論を終結します。これより、議案第2号について、採決を行います。

採決は、起立によって行います。

議案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（岡本安夫君） 起立全員と認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

～暫時休憩～

○副議長（秋田裕三君） それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

ここで報告いたします。議長、岡本安夫君から、議会運営に関する申し合わせにより本日付けをもって議長を辞職したい旨の届出がありました。地方自治法第106条の規定により、これから副議長の私が議長の職を代行いたしますので、各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

お諮りします。

この際、議長辞職の件を、本日の日程として直ちに追加議題とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（秋田裕三君） ご異議なしと認め、議事日程を変更し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 にしはりま環境事務組合議会議長辞職の件

○副議長（秋田裕三君） 追加日程第1 にしはりま環境事務組合議会議長辞職の件を議題とします。

岡本安夫君の退場を求めます。

[岡本安夫君 退場]

○副議長（秋田裕三君） お諮りいたします。

岡本安夫君の議長の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（秋田裕三君） ご異議なしと認めます。

よって、岡本安夫君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

岡本安夫君の入場を認めます。

〔岡本安夫君 入場〕

○副議長（秋田裕三君） ただ今、議長が欠員となりました。

お諮りします。

にしはりま環境事務組合議会議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（秋田裕三君） ご異議なしと認めます。

よって、にしはりま環境事務組合議会議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行うことに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

～暫時休憩～

○副議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

追加日程第2 選挙第1号 にしはりま環境事務組合議会議長選挙について

○副議長（秋田裕三君） 追加日程第2 選挙第1号 にしはりま環境事務組合議会議長選挙についてを議題とします。

本組合議会運営協議会での申し合わせ事項として、組合議会運営協議会委員の中から議長、副議長、議会選出監査委員を選出し、その任期は2年とし、議長は、前期に副議長に就任した市町の委員を選任することとなっています。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推選

にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（秋田裕三君） ご異議なしと認めます。

選挙の方法は、議長による指名推選で行うことに決定しました。

議長に、秋田裕三を指名いたします。

お諮りします。

ただ今、指名いたしました秋田裕三を議長選挙の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○副議長（秋田裕三君） ご異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました、私、秋田裕三が議長に当選いたしました。新しく議長に当選しました秋田裕三が、本席から就任のごあいさつをいたします。

○議長（秋田裕三君） 組合議会申し合わせにより、私、秋田が、にしはりま環境事務組合の議長の重責を担うことになりました。微力ではありますが、円滑な議会運営のために努力してまいりたいと考えております。議員の皆様、そして庵途管理者をはじめ副管理者の皆様の格段のご支援、ご協力を心からお願いいたしまして、簡単ではございますが、ごあいさついたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（秋田裕三君） これで議長の選挙は終わりました。続いてご報告申し上げます。先ほどの議長選挙により副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

にしはりま環境事務組合議会副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（秋田裕三君） ご異議なしと認めます。

よって、にしはりま環境事務組合議会副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、選挙を行うことに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

～暫時休憩～

○議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

追加日程第3 選挙第2号 にしほりま環境事務組合議会副議長選挙について

○議長（秋田裕三君） 追加日程第3 選挙第2号 にしほりま環境事務組合議会副議長選挙についてを議題とします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（秋田裕三君） ご異議なしと認めます。

選挙の方法は、議長による指名推選で行うことに決定いたしました。

副議長に、上郡町の山本守一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、指名いたしました山本守一議員を副議長選挙の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（秋田裕三君） ご異議なしと認めます。

ただ今、指名いたしました上郡町の山本守一議員が副議長に当選されました。新しく副議長に当選されました山本守一議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項により当選の告知をいたします。山本守一議員には就任のあいさつをお願いいたします。

○副議長（山本守一君） ただ今、皆様からご選任いただきました上郡町議会の山本でございます。決まり事とはいえ、議長の補佐をしながらその職務に務めてまいりますので、皆さんどうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（秋田裕三君） これで副議長の選挙は終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

～暫時休憩～

○議長（秋田裕三君） 休憩を解き、会議を続けます。

追加日程第4 同意第1号 にしはりま環境事務組合監査委員の選任同意について

○議長（秋田裕三君） 追加日程第4、同意第1号 にしはりま環境事務組合監査委員の選任同意についてを議題といたします。

谷川真由美議員の退場を求めます。

[谷川真由美君 退場]

○議長（秋田裕三君） 本件について提案者の説明を求めます。

庵途管理者。

○管理者（庵途典章君） 事務局長から説明をさせます。

○事務局長（井上憲生君） それではただ今、議題となりました、同意第1号 にしはりま環境事務組合監査委員の選任同意につきまして提案理由及び内容についてご説明を申し上げます。

本件は、このたび、組合議会議員のうちから選任いただいております高岸博之議員から監査委員の職を辞したい旨の届け出がありました。これを承認いただきましたので、その後任として議会役員構成の中でご推薦いただきました、谷川真由美議員を本組合監査委員として選任していただきたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。よって、原案のとおりご同意賜りますようお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

○議長（秋田裕三君） 説明が終わりました。

人事案件のため、質疑を省略し、これより同意第1号について採決を行います。

同意第1号について同意することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（秋田裕三君） 起立全員であります。

よって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定しました。

谷川真由美議員の入場を認めます。

〔谷川真由美君 入場〕

閉会宣言

○議長（秋田裕三君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

第31回にしはりま環境事務組合議会定例会を閉会いたします。

管理者あいさつ

○議長（秋田裕三君） ここで、管理者からあいさつの申し出がありますので、お受けいたします。

庵途管理者。

○管理者（庵途典章君） どうもありがとうございました。本日、提案させていただきました28年度補正予算、また、29年度に向けての新年度予算、それぞれ原案どおりご承認いただきまして、お礼申し上げます。新しい議会役員の改選ということで、秋田議長、山本副議長、谷川監査委員、それぞれご就任いただきました。当施設も早くも5年目を迎えます。今後とも皆様のご指導をいただきながら安全で安定した、また、効率的な運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。いよいよ28年度も後1カ月余り、それぞれ新年度に向けての議会日程も決まって、これから審議等、大変お忙しいことと思います。寒さも大分和らぎましたけれども、これからまだまだ寒さも続きますし、今年はインフルエンザが流行っておるようです。十分に健康管理にご留意いただきまして、それぞれの市町のために、また、この組合へのご支援いただき、ますますご活躍いただきますようにご祈念申し上げまして、ごあいさつに代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

議長あいさつ

○議長（秋田裕三君） 管理者のあいさつが終わりました。閉会に当たりまして、一言あいさつを申し上げます。

本日は、提出議案に対する慎重な審議、適切なる結論に至りまして、誠にありがとうございました。本日の議会審議を受けまして、今後とも組合として正副管理者が一致協力して、円滑な施設運営ができますようご努力をお願いいたします。また、議員各位におかれましては、まだまだ残寒厳しきときでございます。健康には十分留意されまして、各市町の3月議会に向け、より一層のご活躍を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが閉会のごあいさつとさ

させていただきます。ありがとうございました。

午後3時25分閉会